

議案第18号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「施行規則第10条の2の11」を「施行規則第10条の2の10」に改める。

第62条の2第1項中「第2項並びに」を「第2項、第15条の7第1項及び第2項並びに」に改め、「相当する額」の次に「(当該家屋が同法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の4分の1に相当する額)」を加える。

第95条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

付則第9条を次のように改める。

第9条 削除

付則第16条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

付則第22条第1項中「この条において「特例損失金額」という。）については」を「この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分の」を「年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の」に、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

付則に次の1条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第95条の改正規定、付則第16条の2第1項の改正規定及び付則第4条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の三田市市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の三田市市税条例付則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の三田市市税条例第62条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以降に課した固定資産税について適用し、同日前に課した固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。